

## 実質的支配者について

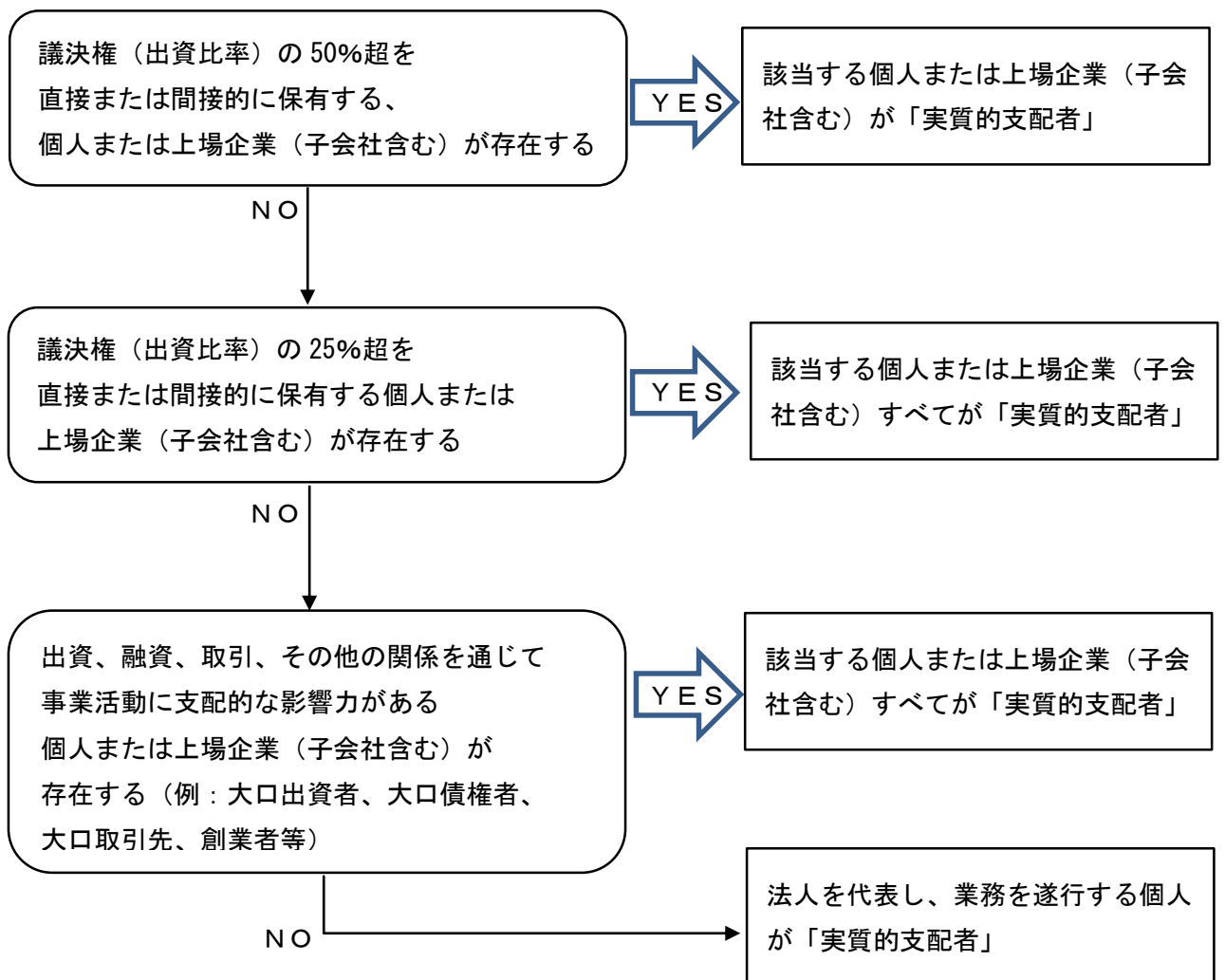
「実質的支配者」とは

法人のお客さまの事業活動に支配的な影響を有すると認められる個人、上場企業（その子会社含む）のことで大株主、大口債権者、創業者の方等が該当します。

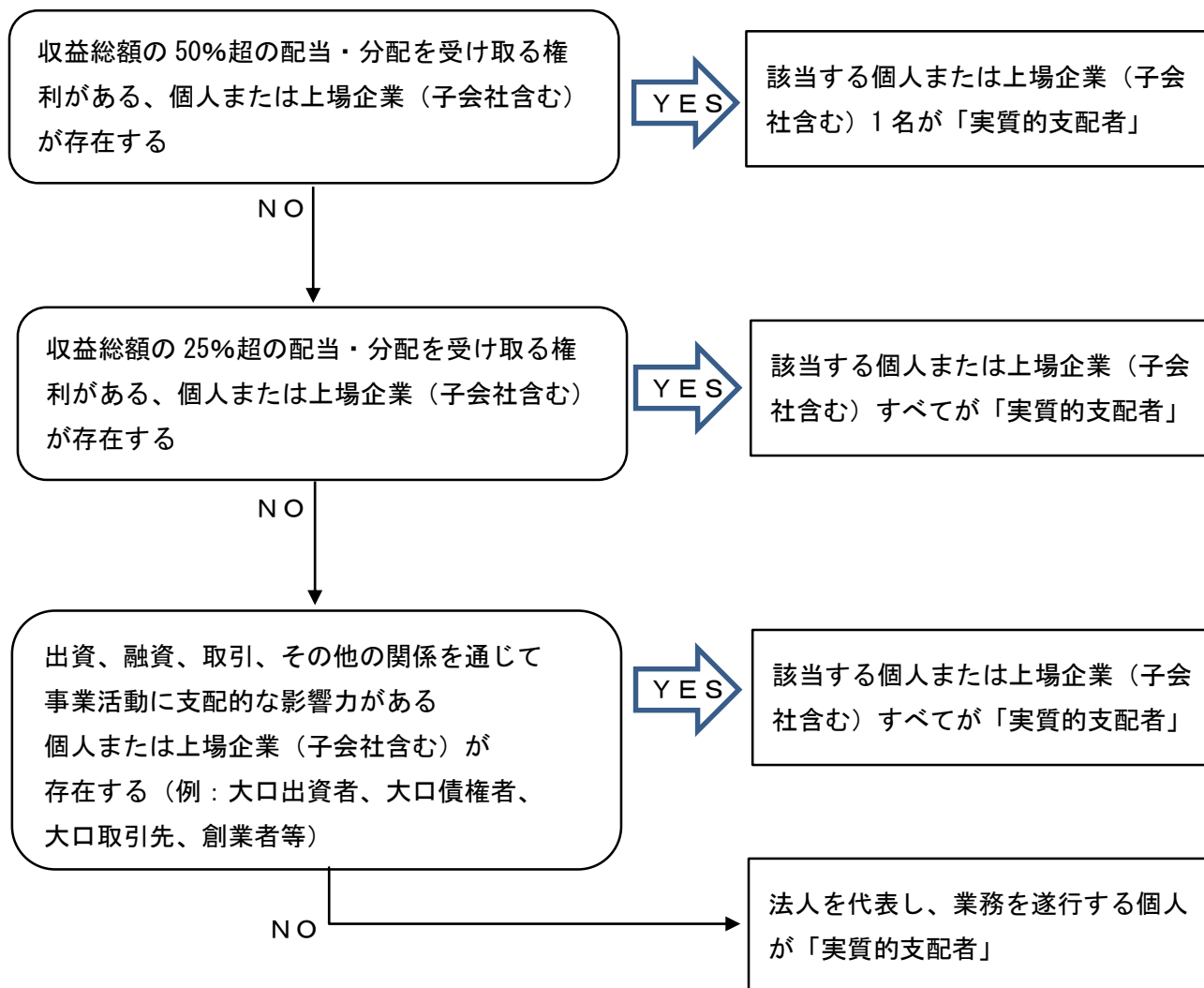
改正「犯罪による収益の移転防止に関する法律（犯罪収益移転防止法）」の施行に伴い、2016年10月1日以降、法人口座の開設時や取引責任者の変更時に、実質的支配者の確認をさせていただくことが必須となりました。

### 対象となる「実質的支配者」

(1) 株式会社、有限会社、投資法人、特定目的会社等に該当するお客さま



(2) 合同会社、合名会社、一般社団・財団法人、学校法人、医療法人、社会福祉法人等に該当するお客さま

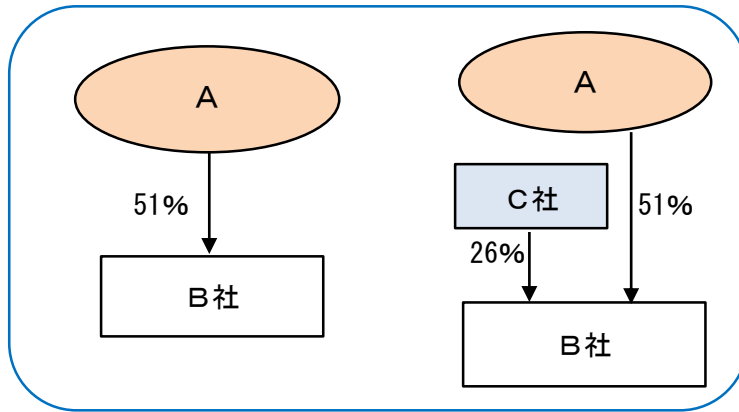


※国等（人格のない社団または財団、国または地方公共団体が50%以上出資している法人、上場企業等を含む）またはその子会社に該当する法人が顧客等の議決権の総数の25%超を保有する場合、当該法人を自然人である実質的支配者とみなします。

※議決権25%超の計算は、直接保有、間接保有の合計となります。

## 議決権の直接保有、間接保有

### 直接保有の例



A : 実質的支配者  
B社 : 申出会社  
C社 : 本制度の対象外  
D社・E社 : 支配法人  
※支配法人とは、実質的支配者が議決権の総数 50% 超の議決権を有する法人をいう。

### 間接保有の例

